

2017年6月2日

関係各位

野村ホールディングス株式会社  
コード番号8604  
東証・名証第一部

## ISSレポートに対する当社の見解について

野村ホールディングス株式会社(代表執行役社長 グループCEO:永井浩二、以下「当社」)は、当社指名委員会\*委員長 古賀信行から、Institutional Shareholder Services, Inc. (インスティテューショナル・シェアホルダー・サービシーズInc.、以下「ISS」)による、当社第113回株主総会における園マリ氏(元証券取引等監視委員会委員)を取締役に選任する議案への反対推奨に関して、以下の見解を受領しました。

\* 指名委員会等設置会社である当社の取締役候補者の決定は、社外取締役が過半数を占める指名委員会においてこれを行っています。

### 1. ISSの見解

ISSは、「2017 日本向け議決権行使助言基準」に基づき、以下の理由で園マリ氏の選任議案に対して反対推奨を行っています。

(1) 園氏が過去に当社の監査法人である新日本有限責任監査法人において勤務経験があったことから独立性に欠けること。

補足: ISSは、退所後の期間の長短を問わず監査法人出身者は独立性を欠くとし、その論拠として、日本企業における終身雇用の文化と、長期雇用された従業員がその雇用者に対して持つ強い帰属意識を挙げています。

(2) 当社の取締役会には「新日本有限責任監査法人出身者枠」があるとみられること。

(3) 指名委員会等設置会社である当社においては、総会後の取締役会の過半数が独立ではないこと。

補足: 園氏は独立性がないとISSは判断するため、株主総会後の当社取締役会は独立と非独立が5名ずつとなります。

### 2. 園氏の独立性について(上記1. (1)に対する反論)

#### 【事実関係】

➤ 園氏は、新日本有限責任監査法人を退所後、8月で5年になります。同氏はその間、同監査法人の運営や財務方針には一切関与をしていません。この点、当社が上場するニューヨーク

証券取引所では、取締役と過去の雇用者との間の利益相反を解消するのに十分な期間は3年間であるとしています。

- 園氏は、新日本有限責任監査法人に在籍中も当社の会計監査に関与したことはなく、金融機関を担当する金融部に所属したこともなく、同氏の過去の業務と当社の社外取締役としての職務に利益相反が生じるおそれはありません。
- なお、園氏は、当社の社外取締役独立性基準を満たしており、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定しています。

#### 【当社の見解】

- ISSは、終身雇用文化が残る日本においては、退職後5年、10年経過しようともかつての同僚の多くがなお出身企業に勤務しており、本人にも出身企業に強い帰属意識を残していると指摘し、これを会計監査人たる監査法人出身者の独立性を否定する理由としています。たしかにかつて会社法も同様の考え方のもと、「1日でもその会社で勤務すれば、一生その会社の社外役員になれない」とされていましたが、2014年の会社法改正により、10年間のクーリング・オフ期間を経れば社外役員に就任できることとされました。社外取締役の人材確保を容易にするよう、会社法が改正されて既に3年が経過してもなお、過去の勤務経験を理由に、監査法人出身者の独立性を永久的に否定するISSの見解には大いに疑問を感じます。
- 公認会計士であれば、誰でも社外取締役に適任というわけではありません。大手監査法人の数が限られている中、人格、識見、実績等から社外取締役にふさわしい人であっても、会計監査人である監査法人出身者というだけで、一律に独立性を欠くということであれば、公認会計士である社外取締役候補者を制限し、企業活動を行う上で重要な財務や会計に関する彼らの知見を取締役に取り込むことを妨げるものと考えます。
- 特に、園氏については、新日本有限責任監査法人を退職後、その性質上非常に高度な独立性が求められる証券取引等監視委員会の委員として3年の任期を全うされました。この点においても、当社の社外取締役候補者としての独立性について疑義を持つ余地はないと考えます。

### 3. 園氏を社外取締役候補者とした理由について(上記1. (2)に対する反論)

#### 【当社の見解】

- 当社の取締役会には「新日本有限責任監査法人出身者枠」といったものではありません。
- 当社は、証券業を営む会社を中核子会社として持つ金融サービスグループにおけるガバナンスの強化の観点から、証券取引等監視委員会の委員を3年間務めた園氏を社外取締役候補者としました。
- 同氏の公認会計士としての企業会計についての高い専門性は、指名委員会において指名を決める要素の一となっていますが、証券取引等監視委員会の委員就任前の勤務経験が新日本有限責任監査法人であったということは、指名を決める要素にはまったくありません。

#### 4. 取締役会の構成について(上記1. (3)に対する反論)

##### 【事実関係】

- 株主総会后、当社の取締役全10名のうち、社外取締役は過半数の6名となります。
- 株主総会后、当社の取締役全10名のうち、執行役兼務者は2名を占めるのみです。

##### 【当社の見解】

- 指名委員会等設置会社である当社では、業務執行は執行役が行います。取締役は、執行役を兼務しない限り業務執行を行うことはできず、その主たる職務は執行役の職務執行の監督です。当社の取締役の過半数は社外取締役であり、また、執行を兼務する者は全取締役10名中2名に過ぎず、執行を兼務しない取締役が8割を占めます。
- 仮に園氏について独立性が認められないというISSの主張を受け入れたとしても、当社取締役会は「独立した」社外取締役がなお半数を占めます。取締役会における議案の承認には出席した取締役の過半数の賛成が必要であり、「非独立の」取締役のみで意思決定を行うことは不可能です。
- 従いまして、この点も取締役会の監督機能の実効性に何ら影響を及ぼすものではなく、財務および会計の専門家であり、かつ市場を監視する立場にある証券取引等監視委員会の委員を務めた園氏を当社取締役会から排除する理由にはならないと考えます。

#### 5. その他

ISSの助言は機関投資家の投資行動に重大な影響を与えていると考えられ、当社の場合、過去に同社の反対推奨があった議案について、他の議案と比較して20%程度賛成率が下がるといった事例がありました。議決権行使助言の内容の是非に拘らず、同社が資本市場に対して大きな影響力を持つという状況に鑑み、米国をはじめとする諸外国の例にもならい、議決権行使助言業務についてその業務遂行体制の適切性や十分性等の担保を可能とするため、国による規制(例えば、登録制度)の導入を検討する時期に来ていると考えます。

##### 【ご参考】

##### <園マリ氏の略歴>

1976年10月	日新監査法人(現、新日本有限責任監査法人)入所
1979年3月	公認会計士登録
1988年11月	センチュリー監査法人(現、新日本有限責任監査法人)社員
1990年11月	大蔵省公認会計士審査会「公認会計士試験制度小委員会」委員
1992年4月	大蔵省企業会計審議会委員
1994年12月	センチュリー監査法人(現、新日本有限責任監査法人)代表社員
2002年10月	内閣府情報公開審査会(現、総務省情報公開・個人情報保護審査会)委員
2005年4月	東京都包括外部監査人
2008年7月	新日本有限責任監査法人シニアパートナー
2012年8月	新日本有限責任監査法人退所
2013年12月	証券取引等監視委員会委員

<野村ホールディングス社外取締役「独立性基準」>

当社の社外取締役は、野村グループに対する独立性を保つため、以下に定める要件を満たすものとする。

1. 本人が、現在または過去3年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと。

(1) 当社関係者

以下に定める要件を満たす者を当社関係者とする。

- ・ 当社の業務執行者<sup>※1</sup>が役員に就任している会社の業務執行者
- ・ 当社の大株主(直接・間接に10%以上の議決権を保有する者)またはその業務執行者
- ・ 当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員

(2) 当社の主要な借入先<sup>※2</sup>の業務執行者

(3) 当社の主要な取引先<sup>※3</sup>の業務執行者(パートナー等を含む)

(4) 野村グループより、役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している者

(5) 一定額を超える寄付金<sup>※4</sup>を当社より受領している団体の業務を執行する者

2. 本人の配偶者、二親等内の親族または同居者が、現在、以下に掲げる者(重要でない者を除く)に該当しないこと。

(1) 野村グループの業務執行者

(2) 上記1. (1)~(5)に掲げる者

※1 業務執行者とは、業務執行取締役および執行役ならびに執行役員等の重要な使用人をいう。

※2 主要な借入先とは、連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先をいう。

※3 主要な取引先とは、ある取引先の野村グループとの取引が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上の2%の金額を超える取引先をいう。

※4 一定額を超える寄付金とは、ある団体に対する、年間1,000万円または当該団体の総収入もしくは経常収益の2%のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

以上